

東京都の医療費助成制度認定患者のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響に伴う 大気汚染医療費助成更新手続きの特別措置について

東京都内における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を鑑み、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する更新の方法を一部変更いたします。

【制度の概要】

- 1 新型コロナウイルス感染症のまん延により、通院が困難で「主治医診療報告書」の取得が困難な場合、認定申請書への添付を省略することができることとします。
- 2 1の場合、以下の書類が更新申請時の必要書類となります。

- (1) 認定申請書
- (2) 住民票
- (3) 健康保険証等の写し
- (4) 健康・生活環境に関する質問票（任意）
- (5) 「主治医診療報告書」を後日提出する旨の誓約書（右記の用紙が同封されています→）

- 3 主治医診断報告書を後日提出の場合、同封の誓約書へ受給者番号・住所・氏名を記入し、押印のうえ、更新書類と一緒に提出してください。

※ 更新書類提出の際に後日の主治医報告診断書の提出の仕方をご確認ください。（市区町村により提出方法が異なります）

- 4 認定期間は延長になりません。更新申請書類の提出は通常のスケジュールなのでお気を付けください。

- 5 「主治医診療報告書」は取得が可能な状態になりましたら、速やかに取得して提出をお願いします。

- 6 この制度の適用は令和2年10月1日から令和3年3月31日までです。

※これは特別な措置なので、通常どおりの更新手続きが可能な方は、「主治医診療報告書」等必要書類をそろえて、更新申請書類の提出をお願いします。

2020年9月30日まで申請の延期という措置が取られていましたが、9月を過ぎても新型コロナ感染が収束していません。そこで東京都福祉保健局が、更新時に必要な主治医診断報告書を後日提出でも可能とした措置です。医療機関には診察のついでに依頼・受け取りとすることで、診断書のためだけに医療機関を訪れることは避けられます。

各保健所長 行

誓約書

現在の東京都内における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、「主治医診療報告書」の取得が困難なため、後日提出致します。

令和 年 月 日

受給者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所

氏名

印

東京都制度問題連絡会



世田谷支部 国師さん

18歳未満の認定患者の実情について

Q 前回2018年の連絡会では18歳未満の認定患者数が10年間で約3万人から5千人台までに減少していることが議題になりました。

子供のぜん息患者数の減少？・区市レベルの小児医療券の対象年齢の拡大が要

都の回答 学校を通しての告知は教育委員会への承諾が必要云々・※大変消極的な回答でしたが、2年ぶりの連絡会では全ての職員が入れ替わり、引継ぎも十分にやり、真剣に質問をする世田谷支部の国師さんの、



原弁護士

た場合にレセプト（健康保険に請求する医療報酬）により把握できた額です。

※支払額が月に6千円に達していない患者は医療券を窓口に出し、忘れる場合があるのでは、都の把握の方法では限界があることが判明。

参加された弁護士からは、かなり激しい追及があり、都の職員は汗だくで説明をするものの、検討の余地を認めました。

Q コロナ対策について

9月30日まで更新手続き期限の措置がとられましたが、未だ外出もままならない生活の中で、更なる適切な措置を要請しました。

都の回答

更新手続きのためだけに医療機関を訪れを減らすために、



石川 会長

主治医診断報告書の提出を後日でも認める措置をとることとしました。（内容は3面に詳しく紹介）

※さすがに新型コロナ感染拡大が治まらない中、苦肉の対応かと思われませんが、患者会の要請には一部応えたものでした。

2年ぶりの連絡会は前述の内容に加え、

Q 制度の再度見直し

Q 国の救済制度創設と議題が山積みですが、整理してこれからも話し合うことを約束して終わりました。